島根県警察地域安全活動要綱

目次

- 第1 趣旨
- 第2 用語の定義
- 第3 地域安全活動推進の基本
 - 1 地域住民による地域安全活動に対する警察の支援
 - 2 警察による地域安全活動の推進
- 第4 警察の行う地域安全活動
 - 1 地域メッシュ犯罪類型別防犯活動
 - 2 臨機に対応した防犯活動
 - 3 環境設計活動
 - 4 犯罪現場臨場と防犯対策の推進
- 第5 地域住民による地域安全活動
 - 1 従来からの犯罪等防止活動
 - 2 犯罪等に強い居住環境整備活動
 - 3 犯罪等被害弱者連絡活動
 - 4 困りごと相談ネットワーク活動
 - 5 地域安全情報の編集及び地域(生活)安全ニュースの発行
- 第6 防犯活動
 - 1 防犯広報
 - 2 防犯診断
 - 3 防犯連絡
 - 4 防犯相談
 - 5 現場防犯活動
- 第7 全国地域安全運動
- 第8 歳末警戒
- 第9 防犯組織の構築と育成
 - 1 防犯組織の整備と運用の基本
 - 2 地区防犯協会との連携と支援
 - 3 職域防犯組織との連携と支援
 - 4 地域防犯組織との連携と支援
- 第10 特定犯罪・事故に対する被害防止活動
 - 1 防止活動の基本
 - 2 特定犯罪の被害防止活動
 - (1) 窃盗事件
 - (2) 金融機関対象の強盗事件
 - (3) 性犯罪事件
 - (4) 誘拐(連れ去り)事件
 - 3 事故防止活動
 - (1) 幼児・児童の事故防止

(2) 磯釣り事故の防止

第1 趣旨

この要綱は、島根県警察における地域安全活動を的確に推進するために必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 地域安全活動とは、生活に危険を及ぼす犯罪・事故・災害(以下「犯罪等」という。)の被害を未然に防止する活動(事故・災害については、発生したときの被害の拡大防止活動を含む。)をいう。
- (2) 事故とは、水難事故、山岳事故、レジャーに伴う各種事故、雑踏事故、火災、爆発事故、交通事故等各種事故を、災害とは、風水害、地震、津波等の自然災害をいう。
- (3) 防犯活動とは、犯罪の予防を目的とした防犯資料の収集、分析、立入り、職務質問、パトロール、防犯診断、防犯懇談会の開催、防犯広報、現場防犯、防犯相談、防犯設備の整備拡充、防犯組織の育成、祭礼時の警戒等の諸活動をいう。
- (4) 防犯指導とは、犯罪を防止するために直接行う防犯診断(家人等とともに行うもの) 防犯連絡(こちらから出向いて行うもの) 及び防犯相談(相手から相談を受けて行うもの)の活動をいう。
- (5) 防犯診断とは、主として一般住宅、アパート、事業所、自動車・オートバイ・自転車等の車両、船舶その他これらに付随する設備等について、戸締まり、施錠の状況、明暗、位置等、各種犯罪防止について防犯上の状況を点検し、不備欠陥のあるものについては、具体的な指導・アドバイスを行う防犯活動をいう。
- (6) 現場防犯活動とは、犯罪が発生して間がない時機に、犯罪の発生場所及びその付近において行う捜査に対する協力要請及び再発防止を目的とした防犯活動をいう。
- (7) 防犯連絡とは、一般家庭、商店、学校、会社、事業所等に対して、被害の防止、 被害時の措置、その他防犯上必要な事項を連絡・指導する活動をいう。
- (8) 防犯相談とは、被害防止の心構え・方法、防犯設備の増設・改善、緊急時における連絡・措置等の各種相談・要請に応じ、これに対する指導、あっせん等を行う活動をいう。
- (9) 防犯広報とは、犯罪の実態及び被害防止の心得、方法等を広く地域住民に周知徹底し、防犯意識の普及高揚を図るための活動をいう。
- (10) 犯罪等に強い居住環境整備活動とは、暗がり、工事現場、廃屋、空き家等、犯罪 の危険の高い箇所及び水難事故、災害等の危険の高い箇所の把握並びに防犯灯の設 置状況等の点検及び危険個所等に対する危険防止措置等の活動をいう。
- (11) 犯罪等被害弱者連絡活動とは、両親の共働きによる児童のみの在宅家庭、高齢者のみの家庭、身体障害者等犯罪等の被害を受けやすい地域住民の要望に応じた訪問・連絡活動であって、地区防犯協会等が実施主体となり、地域のボランティアと連携・協働して行う活動をいう。
- (12) 困りごと相談ネットワーク活動とは、犯罪被害、悪質商法、事故被害、少年非行、 迷惑行為等地域住民が直面する様々な困りごとに関して、相談業務窓口の情報の収

集及びそのネットワーク作り並びに相談窓口及び被相談者の紹介、あっせん等を行う活動で、防犯協会が実施主体となって行う活動をいう。

- (13) 地域住民に身近な犯罪とは、住民の身近で発生し、不安感を与える犯罪をいう。 その主たる犯罪は、路上強盗、放火、幼児等対象の誘拐、性犯罪、侵入等(住居対象),自転車・オートバイ盗、自転車盗、ひったくり、すり、悪質商法などのほか、 地域の実態に応じた対象犯罪をいう。
- (4) 地域メッシュ犯罪類型別防犯活動とは、地域住民に脅威を与える犯罪の発生状況に対応し、地域を一括的・全面的にとらえず、小さな網の目状のエリアに細分化し、そのエリア内(例えば所管区単位、学区単位等)において日常的に発生する住民に身近な罪種を地域住民の要望を尊重しつつ選定し、エリア内における年間活動計画を策定し、総合的な防犯活動を実施する活動をいう。
- (15) 臨機に対応した防犯活動とは、犯罪等の発生状況により、直ちに防犯対策をとる必要があると判断される場合には、臨機に対応し、犯罪等の発生の危険が高まっている地域を指定して、集中的・計画的に実施する防犯活動をいう。
- (16) 環境設計活動とは、犯罪の量的、質的変化により、従来の防犯対策では十分でない状況から、犯罪が発生する場である、建物、道路、公園、街区構成等の物理的環境に働き掛け、犯罪等の発生しにくい環境にして、犯罪者の行動・地域社会の意識を変え、犯罪を防止しようとする活動をいう。
- (17) 地域安全情報とは、地域住民に身近な犯罪の発生状況、犯罪等の危険の高い箇所に関する情報、犯罪類型別の防犯ノウハウ等地域に安全に必要な情報及び地域安全活動を効果的に行うために必要な情報をいう。
- (18) 地域(生活)安全ニュースとは、地域安全情報を地域住民に提供する地区防犯協会が発行する広報紙をいう。
- (19) 地域安全推進員とは、地区防犯協会の活動母体として、地区防犯協会長及び警察署長の連盟により委託され、地区防犯協会が地域住民とともに推進する地域安全活動を地域住民の先頭に立って計画的かつ具体的に推進する地域安全活動のボランティアリーダーをいう。

第3 地域安全活動推進の基本

1 地域住民による地域安全活動に対する警察の支援

犯罪等に関する情報の把握と伝達、犯罪等の危険個所の点検、防犯広報等地域住民 が自主的に行う地域安全活動について、次のような支援活動を行う。

(1) 地域安全情報の提供と助言

地域住民に身近な犯罪等の発生情報、犯罪等の危険の高い箇所等に関する情報、 犯罪類型別の防犯のノウハウ等、地域の安全確保に必要な情報を提供する。

また、研修会の開催等により、防犯診断、地域安全パトロール等の活動の推進 方策、優良防犯器具等の紹介等について、専門的知識・経験に基づいた助言を行 う。

(2) 民間防犯組織に対する助成等

地域住民による地域安全活動の中核となるのは、県防犯連合会及び地区防犯協会(以下「県防犯連合会等」という。)である。

このため、県防犯連合会等の活動の強化に向けた組織基盤の充実、安定した財政の確保がびに地域安全推進員の運用及び活動の強化について助言する。

(3) 自治体への働き掛け

県・市町村に対して、地域安全活動の重要性について理解を得るように努め、 地域安全活動に関する連絡窓口の設置、住民からの要望に対する適切な措置、活動に係る事業費、地区防犯協会の事業費、防犯灯の設置等に関する予算の確保、 防犯意識の高揚、防犯活動アドバイザーの配置、生活安全条例の制定等を働き掛ける。

(4) 企業等への要請

地域の企業・職域防犯組織に対して、地域社会の一員として、その特性を生かして地域安全活動に参加するよう要請を行う。

また、地域安全活動に関心のある企業に対して、活動のノウハウを指導すると ともに支援を行う。

(5) 自治会等への働き掛け

自治会、町内会等(以下「自治会等」という。)の役職員等に地域安全活動の 重要性について理解を得るように努め、自治会等に防犯組織が結成されるよう積 極的に働き掛ける。

また、自治会等の役職員に防犯委員等の設置を要請するなど、自治会等の小単位における地域住民の安全意識の高揚及び連携・協働活動の推進を図る。

(6) 安全資機材の支援等

自治会等、企業その他関係団体等に推進する地域安全活動について、必要な安全資機材の貸出し、安全対策等について指導・支援を行う。

2 警察による地域安全活動の推進

警察による地域安全活動は、生活安全部門及び地域警察部門が中心となり、地域住民による地域安全活動との連携に配意しつつ、次により推進する。

(1) 生活安全部門

生活安全部門は、地域安全活動の企画・調整・実施・指導を行うほか、自治体 単位の活動、犯罪等に強い環境設計活動等新たな形態の活動を実施するとともに、 職域防犯組織の結成、育成等活動の総合的かつ効果的な推進を図る。

(2) 地域警察部門

地域警察部門は、地域安全センターである交番・駐在所を拠点として、地域の実態を把握し、その特性、住民の要望等に沿った地域に根ざした活動を推進する。

(3) その他の部門との連携と体制の確立

地域安全活動の推進については、刑事部門、交通部門等との緊密な連携の下に、 総合力を発揮することのできる体制を確立する。この場合、特に、犯罪発生時の 現場臨場、交通の危険個所の把握及び情報の収集についての連携を強化する。

(4) 表彰の実施

地域安全活動に関する表彰を積極的に実施する。

第4 警察の行う地域安全活動

1 地域メッシュ犯罪類型別防犯活動

地域住民に脅威を与える身近な犯罪が多発し、又は多発するおそれがある場合、地域を一括的、全面的にとらえず、地域メッシュ犯罪類型別防犯対策として交番等の所管区単位ごとに、その地域において多発する犯罪を重点対象として選定するとともに、総合的な防犯活動計画を策定し、地域住民の防犯意識の高揚及び自主的活動の促進を図りながら、犯罪発生実態に応じたきめ細かな個別的な防犯対策を推進する。

なお、具体的推進方策については、「地域メッシュ犯罪類型別防犯対策推進要領の制定について」(平成7年1月26日島防少第2009号ほか本部長通達)により推進するものとする。

2 臨機に対応した防犯活動

模倣性・広域性のある事件が突発的・連続的に発生し、又は発生の危険が予測される場合には、この種事件の再発を防止するため、おおむね、次により防犯対策を実施する。

- (1) 防犯活動の対象事犯
 - ア 通り魔、侵入居直り等の殺人事件
 - イ 幼児等対象の誘拐(容疑も含む。)事件
 - ウ 女性や高齢者に著しく不安感を抱かせ、連続して発生する悪質商法等の生活侵 実事犯
 - エ マンション、エレベーター内等都市の死角空間における事犯
 - オ 金融機関、深夜スーパー、パチンコ景品交換所等を対象とした強盗事件
 - カ その他臨機に対応した防犯活動が必要と認められる事犯
- (2) 防犯対策を推進すべき範囲

発生した周辺に加えて、諸情勢により同種事犯の発生が予測される当該警察署 管内の他の地域又は管内全域、数警察署にまたがる地域、他府県にまたがる地域 でとらえて防犯対策を推進する。

(3) 具体的な防犯対策

別表 1 「臨機に対応した防犯活動(例)」に示すとおりであるが、これらの推進に当たっては、警察の各部門が連携した直接的な活動に加え、自治体、地区防犯協会その他民間防犯組織との連携強化、地域住民の自主活動の促進等具体的な活動を推進する。また、必要に応じて、防犯対策本部を設置して推進する。

(4) 実施上の留意事項

- ア 犯罪のボーダーレス化に伴い、各警察署がその管轄責任において平素から必要 な防犯活動、各種防犯情報の資料化、有事に際しての迅速・的確な相互通報、連 携した共同(合同)活動ができるように日頃から相互の意思の疎通に配意する。
- イ 金融機関等特定業界に共通する防犯上の間げきを突いて敢行される犯罪は、重 大な損害を生じることが多いことから、日頃からこれらの業界に対して、発生時 の連絡等防犯指導を徹底する。
- ウ 対象事犯が発生した場合には、刑事部門と協議し、犯罪防止上の情報を関係業界・地域住民に速やかに伝達する。

3 環境設計活動

犯罪の量的・質的変化により、都市の物理的環境そのものの防犯性能を向上させる

ことが重要となっていることから、次により、犯罪に強い住宅の設計指導、危険個所の改善指導等を推進する。

なお、この環境設計による防犯対策は、相手方にその趣旨を十分に説明し、理解と協力を得て行うことが前提であるので、防犯設備士等の専門家や自治体の協力を得て、その重要性について理解を促して推進する。

(1) 推進事項

ア 住宅・事業所等の防犯設備の強化

ホームセキュリティの発想に基づき、建設業界、警備業者等の協力を得て、施 錠、防犯センサー、防犯ベル、防犯カメラ等優良防犯器具の設置、機械警備の導 入、高齢者家庭等における緊急通報装置を普及させる。

イ 住宅周辺等の防犯施設の整備

市町村、自治会、建設業界等の協力を得て、防犯灯、塀、門扉等の設置、樹木間隔、砂利敷地の整理等、建物周囲の環境整備を進める。

ウ 団地、街並み等の防犯環境の整備

新しく造成される団地、新設道路等を対象に、市町村、開発業者、道路管理者等に対する働き掛けを強化し、道路や植栽の整備、街路灯・公衆電話ボックスの増設、警報装置、防犯ベル、赤色回転等の設置等を進めるほか、防犯モデル団地・防犯モデル道路等の普及を図る。

エ 環境設計活動の具体的ポイント

環境設計活動推進の具体的な防犯対策ポイントは、別表 2 「環境設計活動の具体的ポイント」を参考とする。

(2) 推進上の留意事項

- ア 環境設計活動のポイントによる防犯診断、防犯指導を行うとともに、地域の民間防犯組織等が行う防犯診断について必要な助言・指導を行う。
- イ 環境設計活動の普及・促進を図るためには、地域住民の理解と協力が不可欠であり、防犯座談会等各種会合、広報紙への掲載等あらゆる機会、メディアを活用した広報・啓発活動を行う。
- ウ 犯罪現場臨場時に環境設計上の問題点を把握し、改善が必要なものについては 管理者等に改善方策を助言する。
- エ 自治体の都市計画、建築指導を担当する部署等の関係機関に、機会をとらえて 環境設計活動の趣旨について十分説明し、その理解を得るように努める。
- オ 公営住宅の建設・都市計画について的確に把握し、計画の段階から防犯上の見 地より提言を行い、計画に反映させる。

4 犯罪現場臨場と防犯対策の推進

犯罪現場臨場対象犯罪が発生した場合には、現場臨場担当者を犯罪現場へ臨場させ、「なぜ、その場所で犯罪が発生したのか。」、「どのような措置があれば犯罪が防げたか。」等を総合的に分析して、事後の犯罪類型別防犯対策に反映させる。

なお、犯罪臨場による防犯対策の具体的推進方策については、別に定める。

第5 地域住民による地域安全活動

地域住民による地域安全活動の主な活動は、次のとおりであるが、この活動は、地域

住民の生活の安全を守ろうとする自主的な活動として、地区防犯協会が中核となり、町内会を始めとする地域の自治組織、女性、青年、年長者等のボランティア及び地域の企業などが参加して推進されることが重要である。したがって、警察としては、情報の提供等の連携・支援を積極的に行い、活動が効果的に推進されるよう努める。

- 1 従来からの犯罪等防止活動
 - ア 水難事故、交通事故、その他の事故又は災害の発生が予測される危険個所のパトロールの実施
 - イ 地区単位、職場単位等による懇談会の開催により、空き巣、誘拐、痴漢等の犯罪の防止、危ない遊び場等による子供の事故防止、地域における交通事故防止、 110番のかけ方等についての指導
 - ウ 広報資料の配布・掲示、防犯広報車の利用、市町村広報紙の活用、垂れ幕・立 て看板掲出、有線放送等放送施設の活用その他広報媒体を活用した防犯広報の実 施
 - エ 防犯診断、防犯パトロール、祭礼・行事等に伴う警戒等
- 2 犯罪等に強い居住環境整備活動
 - ア 防犯灯、門灯、街路灯などの故障や樹木による機能の低下などの点検と整備の 要請
 - イ 防犯灯、街路灯などの必要箇所の調査と設置の要請による暗がりの解消
 - ウ 水難事故の発生するおそれのある危険個所の点検と事故防止対策の推進
 - エ 工事現場、廃屋、空き家など、犯罪の危険の高い箇所の点検と犯罪防止対策の 推進
 - オ 交通事故の危険の高い道路環境の点検と事故防止対策の推進
 - カ 少年非行防止のための有害環境浄化活動
 - キ 子供の遊具の安全点検と整備の要請等
- 3 犯罪等被害弱者連絡活動
 - (1) 活動の対象
 - ア 両親共働きによる児童のみ在宅の家庭
 - イ 独居高齢者・高齢者のみの家庭
 - ウ 視覚等に障害を有する者
 - エ その他犯罪等の被害に遭いやすい者
 - (2) 活動の方法

訪問担当ボランティア等が直接自宅、勤務先又は指定する場所に赴き、直接又は間接的に対象に面接して行う。

なお、活動に当たっての連絡は、電話、ファクシミリ、郵便等により行う。

- (3) 活動の内容
 - ア 健康、家族、仕事、困りごと等近況の確認
 - イ 要望の聴取及び関係機関等に対する要望の伝達・要請
 - ウ 地域安全情報の提供・指導による防犯意識の醸成
 - エ 防犯設備・機器等に関する資料の配布、取扱業者・販売店の紹介等
 - オ 各種サークル活動等への参加の呼び掛け等による連帯意識の醸成

- 4 困りごと相談ネットワーク活動
 - (1) 実施主体 県防犯連合会等
 - (2) 活動の内容
 - ア 相談業務窓口の情報の収集
 - イ 専門的知識を必要とする相談内容について、各種行政機関等の相談窓口等の紹介
 - ウ 専門相談機関窓口一覧等の作成・配布
 - エ 相談ボランティアネットワークの構築
 - (3) 相談受理の方法

面接、電話、パソコンネットワーク、ファクシミリなどによるが、ボランティアの活動家が希望する方法、時間帯により受け付けすることとし、負担とならず、かつ、プライバシーの侵害にならないよう配意をする必要がある。

- 5 地域安全情報の編集及び地域(生活)安全ニュースの発行
 - (1) 実施主体
 - 地区防犯協会
 - (2) 地域安全情報の内容 主な地域安全情報の内容は、別表 3 「地域安全情報一覧表」のとおりとする。
 - (3) 地域(生活)安全ニュース発行に当たっての留意事項
 - ア 定期的に作成して配布する。
 - イ 緊急を要するものについては、速報版として発行する。
 - ウ 配布は、地区住民の全戸が望ましいが、場合によっては回覧とする。
 - エ 掲載内容は、地区住民が安心して生活する上においても、最も望んでいる情報 を掲載する。

第6 防犯活動

防犯活動(犯罪の取締り及び検挙を通じての一般防犯活動並びに保護活動を除く。) は、単なる広報行事の域にとどまることなく、地域住民の自主活動を促進するよう援助、 協働に努めるとともに、具体的活動を次により積極的に推進する。

1 防犯広報

防犯広報は、「島根県警察広報活動要綱の全面改正について」の定めによるほか、 広報担当者、関係機関、防犯協会等との連携を密にして、次の点に留意して積極的に 推進する。

- (1) 犯罪発生直後等、一般の関心が薄れないうちに、身近な事象等をとらえて地域 住民の危機感の醸成と防犯対策の実行を促す。
- (2) 広報のテーマを明確にし、内容は具体的にだれでも分かるものとする。
- (3) 訴える事柄によって、対象を主婦、建物の管理者、車の所有者、外国人等に絞り、その対象に応じた方法、媒体、表現等により行う。
- (4) 戸締まり、防犯器具等の指導は、努めて現物、模型、写真等を示して行う。
- (5) 巡回連絡、警ら、諸会合、犯罪捜査等、あらゆる機会をとらえて行う。
- (6) 広報効果とにらみ合わせ、新鮮味のあるテーマの選択等創意工夫し、反復して

行う。

2 防犯診断

(1) 防犯診断の区分

防犯診断は、実施方法、時期、対象等により、次のとおり区分する。

- ア 一般防犯診断 主として地域警察官が巡回連絡・警ら等の日常勤務を通じて行 う防犯診断
- イ 特別防犯診断 重要・特異犯罪の防止を目的として、その被害対象になりやす い金融機関、会社、学校、工場、深夜ストア等の特定対象に対して行う防犯診断
- ウ 現場防犯診断 犯罪の発生場所及びその付近を対象として行う防犯診断
- エ 一斉防犯診断 地域安全運動等の機会に、対象、場所等を特定して一斉に実施 する防犯診断
- (2) 防犯診断実施上の留意事項
 - ア 事前に居住者・管理者、車両の所有者等の承諾又は要請を受けるとともに、実施に際しては、言語態度に十分注意して実施する。
 - イ 実施した結果、不備欠陥を認めたときは、懇切に説明し、改善等の防犯指導を 行う。
- (3) 防犯診断の着眼点

防犯診断の具体的内容は、対象により異なるが、主として次の点に着目して実施する。

ア 一般住宅

- (ア) 外周
 - a 塀は簡単に侵入できる構造になっていないか。
 - b 防犯灯や門灯は故障していないか。
 - c 足場となるようなものが放置されていないか。
- (イ) 内部
 - a 玄関や窓の施錠設備は完全か。壊れたり、古くなっていないか。
 - b 錠は複数装置されているか。
 - c 玄関・ドアには、のぞき窓やドアチェーンの設備があるか。
 - d 通報用システムの設備はあるか。
- イ アパート・マンション
 - a 管理体制は十分か、管理人の配置状況、来訪者のチェック体制はどうか。
 - b 建物については、前記アに同じ。
- ウ ビル、会社等
 - a 管理体制は整っているか。特に休日、夜間の警備体制はどうか。
 - b 防犯設備・通報システムはどうか。正しく機能しているか。
 - c 建物については、前記アに同じ。

3 防犯連絡

原則として、日常勤務を通じて行うものとし、実施に当たっては、言動に配意し、 強制にわたらず、相手方の共感と協力が得られるように努める。

なお、被害者連絡対象事件の被害者等に対する防犯連絡は、「被害者連絡実施要領

の制定について」(平成8年10月28日島捜一第727号ほか本部長通達)に定めるところにより実施する。

(1) 実施対象

- ア 女性又は高齢者のみの家庭
- イ 隣家と離れている家庭
- ウ 留守家庭
- エ 警戒体制の取られていない会社、工場、ビル、商店街等
- オ 金融機関、深夜スーパー、パチンコ景品交換所
- カ その他被害に遭いやすい対象又は被害に遭った対象

(2) 実施事項

- ア 犯罪情勢及び被害事例
- イ 被害防止の心得及び方法
- ウ 組織を通じた防犯活動への参加
- エ 防犯施設及び防犯機器の増設・改善並びにその効果・活用
- オ 被害時等応急の際における処置及び連絡方法
- カ 犯罪捜査に対する協力
- キ その他防犯上必要な事項

4 防犯相談

防犯相談を受けたときは、次の事項に配意し、適切な処理、指導、あっせんを行う。

(1) 防犯相談上の留意事項

- ア 個人の秘密に関する事項については、その取扱いに注意する。
- イ 不用意な言動から不快感を与えたり、公平性を疑われることのないように懇切 かつ速やかに処理する。
- ウ 相談の内容は正確に把握し、判断を誤ることのないように注意する。
- エ 相談の内容が、他の係で受けることが適当と認められる場合は、当該係に確実 に引き継ぐ。
- オ 相談の内容が、他の機関で処理することが適当と認められる場合は、その理由を説明して他の機関に引き継ぐ。
- カ できるだけ当事者間の話合いにより解決を図り、警察が強制的に解決を図ることのないように留意する。
- (2) 防犯相談受理簿の備付け

防犯相談を受けたときは、相談等処理簿(別記様式)にその状況を記載し、処理状況を明らかにしておかなければならない。ただし、交番・駐在所において受けた場合には、「地域安全活動に関する意見・要望の取扱い要領の制定について」(平成8年10月15日島地第1137号本部長通達)により処理する。

5 現場防犯活動

現場防犯活動は、犯罪現場及びその周辺において行う防犯活動で、防犯的な関心の 高い時機にタイムリーに行うことが重要であるので、次の事項に配意し、積極的に推 進する。

(1) 実施対象犯罪

- ア 殺人、強盗、誘拐等の凶悪犯罪
- イ 性犯罪で必要と認めたもの
- ウ 金融機関を対象とした侵入窃盗又は特異な詐欺事件
- エ 忍込み又は空巣狙いで特異なもの
- オ 連鎖性・模倣性のある犯罪で必要と認めたもの
- カ 集団的犯罪又は社会的に問題となった犯罪で必要と認めたもの
- (2) 事実上の着眼事項
 - ア 犯罪の発生原因、手口及び被害状況
 - イ 地理的環境
 - ウ 防犯設備の状況及び防犯上の不備欠陥
 - エ 被害者の防犯意識の有無及び近隣との連絡状況
- (3) 実施上の配意事項
 - ア 刑事担当課(係)との相互の連携を図り、円滑に行われるよう努める。
 - イ 被害者の心理状態、立場等を考慮して、刺激的な言動を慎むとともに、被害者 の秘密・名誉の保持に努める。
 - ウ 防犯上の不備欠陥等については、再発防止等の観点から指導勧告する。
 - エ 被害場所周辺の地域住民に対しては、事件捜査に支障の生じない範囲で被害状 況等具体的情報の提供、防犯診断の実施等防犯意識の高揚に努める。

第7 全国地域安全運動

1 趣旨

全国地域安全運動は、地域住民、県、市町村、企業等と連携しながら、警察の行う活動はもとより、防犯協会、職域防犯団体及び地域ボランティア等の行う自主活動並びに警察と連携・協働して推進している地域安全活動を集中的に実施し、自主的、自発的な活動の一層の推進を図るとともに、地域住民や企業等に対して各種広報、啓発活動を重点的に実施し、地域安全意識の高揚を図り、犯罪等のない地域社会の実現を目的として実施するものである。

2 実施期間

毎年10月11日から10月20日までの10日間

3 実施要領等

実施重点、実施要領等必要な事項については、別に定めるところによる。

第8 歳末警戒

1 目的

歳末警戒は、歳末に多発することが予想される、金融機関・深夜スーパーマーケット対象の強盗、ひったくり等の事案及び飲酒運転等による交通事故の予防を目的として実施するものである。

- 2 実施期間
 - (1) 第1期 毎年12月1日から12月15日までの15日間
 - (2) 第2期 毎年12月16日から12月31日までの16日間
- 3 実施要領等

歳末警戒の実施重点、実施要領、実施上の留意事項等については、次に掲げるもの

のほか、別に定めるところによる。

ア 歳未警戒の推進に当たっては、警察署に「歳未警戒実施本部」を設置し、日常 の業務を最小限度にとどめ、総力を結集して推進する。

- イ 第1期については、防犯指導及び各種広報活動を重点的に実施し、防犯意識の 高揚と自主防犯対策の強化を図る。
- ウ 第2期については、警戒、警ら、検問、取締り等の街頭活動を強化する。
- エ 署情に応じた実施重点を定めて実施する。

第9 防犯組織の構築と育成

1 防犯組織の整備と運用の基本

警察署管内における防犯組織は、機能性と運営の効率性・透明性が重要であり、地域住民の真の共感の下、一体的運用が図れるよう、次による整備・運用を指導する。

(1) 警察署1母体プラス専門部会構想による組織整備

防犯組織のスリム化と運営の効率化のために、地域に危険を及ぼす犯罪等に広く浅く対応できる組織を警察署ごとに活動母体として整備する。

また、職域防犯団体や青少年対策に当たる組織等、特別な知識、技能を持った組織を専門部会として位置付け、活動母体と専門部会が相互に一体となった運用が図られるように組織する。

この構想に適格性のある団体として別表 4 「地区防犯協会整備基本モデル」に示す地区防犯協会があり、活動母体としては地域安全推進員連絡協議会が、専門部会としては各種職域防犯団体や青少年対策に当たる組織等が該当する。

(2) 1地域1目的1組織の堅持

一つの地域に同種の活動目的を持った組織を複数設置することは、人選や運用 上非効率であるので避ける。

組織の新設は、活動母体又は既存の専門部会で代替えできない場合とし、事務 局の民間委譲、安定予算の確保、健康で人格・識見豊かな地域のリーダーの人選 と委嘱に配意する。

(3) 組織運営の効率化

組織の運営に際しては、地区防犯協会を中心とした合同会議の開催や分科会による共通テーマの検討、役割分担による一体的な取り組み等、費用対効果を踏まえた効率的運営を指導する。

(4) 組織の統廃合

社会情勢の変化に対応して、役割の終わった組織の廃止や関連した組織への統合を行う。

2 地区防犯協会との連携と支援

地区防犯協会は、地域住民の行う地域安全活動の中核となる組織である。このため、 地区防犯協会の推進する地域安全活動については、より多くの地域住民の参加を求め る必要がある。したがって、警察署管内の民間協力団体は、可能な限り地区防犯協会 に加盟させ、地区防犯協会の傘下団体として、地区防犯協会の推進する地域安全活動 に参画させる必要がある。

また、活動に伴う必要な諸経費等の確保が重要であるので、地区防犯協会の財政及

び活動基盤の確立並びに組織の運営及び活動について、密接な連携の下に次の支援を行う。

(1) 地域安全活動推進会議等の設置

地域安全活動を組織的・総合的に推進するため、地区の防犯組織・自治会・企業等幅広い民間の協力団体等が参加する、地域安全活動推進会議等の設置を働き掛ける。

(2) 傘下団体等の確保

地区防犯協会の活動の強化を図るため、職域防犯団体等の警察協力団体及び各地区に組織されている防犯団体等に対して、地区防犯協会への加盟を働き掛ける。

(3) 部会の設置

地域安全活動を効果的に推進するためには、それぞれの特性に応じた活動を推進することが重要である。このため、地区防犯協会の組織として、少年部会、職域部会、婦人部会等の部会の設置を働き掛ける。

(4) 地域安全活動の企画・調整

地域安全活動を効率的に推進するためには、地区防犯協会が中心となり、地域 住民、警察及び自治体と緊密な連携を取りつつ推進することが重要である。この ため、具体的な活動計画の策定及び実施、予算の確保等の企画・調整について支 援を行う。

(5) 地域安全情報の提供

地区防犯協会の広報紙である「地域(生活)安全ニュース」の発行のための地域安全情報を提供する。

(6) 地域安全推進員との連携と支援

地域安全推進員(以下「推進員」という。)は、地区防犯協会の活動母体として設置されたもので、地域住民の自主的な地域安全活動を推進する地域のボランティアリーダーである。したがって、地域安全活動の推進に当たっては、次の事項に配意し、連携・協働した活動を推進するとともに、推進員の推薦等の支援と指導育成に努める。

ア 推進員の委嘱

推進員の委嘱は、地区防犯協会の会長と警察署長の連盟で行い、委嘱期間は、 原則として2年とする。ただし、再委嘱することを妨げない。

イ 推進員の選任

推進員は、次の要件を参考として選任する。

- (ア) 地域安全活動のボランティアとして熱意がある。
- (イ) 健康で活力がある。
- (ウ) 地域の実情に精通している。
- (I) 人格や行動に信望がある。
- ウ 推進員の役割

推進員の主な役割は、次のとおりとする。

- (ア) 地域住民の要望等のとりまとめ
- (イ) 地域安全情報の提供

- (ウ) 犯罪の発生防止活動
- (I) 事故・災害の被害防止活動
- (オ) 高齢者、障害者等保護・連絡活動
- (カ) 困りごと相談ネットワーク活動
- (‡) 発生した犯罪等の通報、連絡
- 3 職域防犯組織との連携と支援

職域防犯組織は、犯罪の対象、場所等になりやすい業界(団体)の組織化はもとより、地域の企業(団体)を中心として、より広範な職域防犯組織が結成されるよう勧奨・指導に努める。

また、地区防犯協会への加盟について働き掛け、地区防犯協会の行う地域安全活動に参画させるとともに、別表5「職域防犯団体の具体的活動形態(例)」を参考として、活発な組織活動が図られるよう、次の事項に配意して、指導・支援に努める。

- (1) 自主的な活動として、防犯懇談会の開催、防犯パトロール、防犯ポスターの掲示等を推進するよう勧奨・指導する。
- (2) できるだけ地域安全情報及び活動に必要な資料等を提供する。
- (3) 組織の会合にはできるだけ出席して指導する。
- (4) 地域住民による地域安全活動に参加するよう勧奨・指導する。
- 4 地域防犯組織との連携と支援

自治会、町内会、マンション、公営団地等の地域単位に地域防犯組織が普遍的に結成され、地域住民による地域安全活動が推進されるよう積極的に働き掛け、組織の確立と自主防犯体制の強化を図る。

また、地域防犯組織は、できるだけ地区防犯協会に加盟するよう勧奨するとともに 地域防犯組織による自主的な活動が図られるよう、次の事項に配意して指導・支援に 努める。

- (1) 自主的な活動として、防犯懇談会の開催、防犯パトロール、防犯ポスターの掲示等を推進するよう勧奨・指導する。
- (2) できるだけ地域安全情報及び活動に必要な資料等を提供する。
- (3) 組織の会合にはできるだけ出席して指導する。
- (4) 地区防犯協会と連携し、地区において推進する地域安全活動にできるだけ参加 するよう勧奨・指導する。

第10 特定犯罪・事故に対する被害防止活動

犯罪等の被害を防止する活動は、地域住民の平穏な日常活動を確保するために行うものであることを自覚し、また、社会情勢の推移、犯罪実態等に留意し、常に新しい防犯感覚を養い、積極的かつ適正に行うことが大切である。

1 防止活動の基本

- (1) 的確に発生実態を把握し、具体的な対策を迅速・的確に推進する。
- (2) 単なる広報行事の域に終わらせることなく、地域住民の自主活動を促進するよう、広報啓発活動を効果的に推進する。
- (3) 物的環境が備える防犯性能の向上等環境設計による防犯対策を推進する。
- (4) 民間防犯組織の自主的活動の活発化を図る。

- (5) 機械警備等安全産業の育成を図る。
- 2 特定犯罪の被害防止活動
 - (1) 窃盗事件

窃盗犯罪は、発生数も多く、最も地域住民の身近で起こる犯罪であることから、 おおむね次の方策を推進し防止に努める。

ア 侵入窃盗

侵入窃盗事件は、状況に応じては凶悪犯罪に移行する可能性があるので、侵入 窃盗事件については、特に重点的に防止対策を講じることが必要である。

被害防止対策としては、「地域メッシュ犯罪類型別防犯対策の制定について」 (平成7年1月26日島防少第2009号ほか本部長通達)による他、おおむね次の方 策を推進する。

- (ア) 戸締り設備についての知識を啓発する。
- (イ) 完全戸締りを日常生活に習慣付けるよう指導する。
- (ウ) 留守と悟られないよう工夫を指導する。
- (I) 防犯ベル、通報装置等の設置を勧奨する。
- (オ) 官公署、学校、金融機関、工場、事業所等においては、警備員の配置、機械警備等について指導する。
- (カ) 留守宅の共同監視、不審者発見時の連絡・通報について指導する。
- (キ) 長期不在となる家庭に対する防犯指導を実施する。
- (1) 屋外に保管している物件、商品の陳列等について注意指導する。
- (ケ) 防犯診断、現場防犯等徹底した防犯指導を実施し、防犯意識の高揚を図る。

イ 自転車・オートバイ盗

自転車・オートバイの利用者及びその保有台数の増加に伴い、自転車・オートバイの盗難被害の増加も懸念される。また、これら自転車・オートバイが犯行や 逃走の足として利用される状況にもある。

被害防止対策としては、「地域メッシュ犯罪類型別防犯対策の制定について」 (平成7年1月26日島防少第2009号ほか本部長通達)によるほか、自転車防犯登録の促進、街頭活動の強化による防犯環境の整備、広報啓発活動などを推進する。

ウ 自動車盗

最近における盗難被害は横ばい状況にあるが、盗難車両が交通事故を引き起こしたり、テロ・ゲリラ事犯や金融関係等の凶悪犯罪に利用されることが多くなってきていることから、恒常的な盗難被害防止対策としては、「自動車に関連する犯罪の防止対策要領の制定について」(昭和42年3月30日島防第247号ほか本部長例規)及び「地域メッシュ犯罪類型別防犯対策の制定について」によるほか、おおむね次の広報・啓発を推進するとともに、必要により防犯診断を実施し、注意を喚起する。

- (ア) 車内にエンジンキー、免許証、検査証、貴重品等を置かない。
- (イ) 自動車盗難防止装置等の防犯設備を付ける。
- (ウ) 短時間駐車する場合でも、ドアには必ずかぎをかける。
- (I) 駐車は監視の利く場所を選び、必ずかぎをかける。

- (オ) 路上駐車はしない。
- (カ) 車庫には、シャッター・ドアを取り付け、性能のよいかぎを備え付ける。
- (キ) 万一被害に遭ったときは、直ちに110番で警察に通報する。

エ 車上ねらい

車上ねらいは、全窃盗犯罪の約16パーセントを占め、手口別の窃盗犯罪では最も多発している犯罪である。従って窃盗犯罪の総量抑制に観点からも重要であるので、概ね次の広報・啓発を推進するとともに、必要により防犯診断を実施して注意を喚起するなど、防止対策を推進する。

- (ア) 車内には貴重品を置かない。
- (イ) 自動車盗難防止装置等の防犯設備を付ける。
- (ウ) 駐車は監視のきく場所とし、必ずかぎをかける。
- (I) 車庫に駐車する場合でも、必ずかぎをかける。
- (オ) 駐車場の管理者対策を強化する。

オ 万引き

万引きは、窃盗犯罪の約16パーセントを占めるとともに、少年犯罪の約26パーセントを占める等多発する犯罪であり、近年、外国人による集団万引き事件等も多発傾向にある。

また、発生場所は、百貨店、スーパーマーケット、書店、電気店等多数であるが、最もポピュラーで発生が多い場所は、百貨店、スーパーマーケット等である。こうした発生場所、状況並びに少年非行防止及び外国人犯罪防止等の観点も考慮しながら、おおむね次の防止対策を推進する。

- (ア) 警備員を配置し、来店者に対するサービスを兼ねて店内をくまなく監視する等警戒を強化し、犯罪の未然防止に努める。
- (イ) 必要箇所に防犯カメラを設置し、監視する。
- (ウ) 警備員・店員の視界を考慮した商品の陳列等に配慮する。
- (I) 狙われやすい商品には、万引き防止警報装置の設置や鎖等でつなぐ等の方法で陳列する。
- (1) セルフサービスで定員の数が少なく監視体制の弱いところでは、出口と入口を明確にして、精算を終えないと店外に出られないような構造とする。
- (カ) 店員の見通しの利かない場所には、監視用の大型鏡の設置を考慮する。
- (‡) 試着室はドアの下の部分を短くし、動作が外から分かるように工夫する。

(2) 金融機関対象の強盗事件

金融機関対象の強盗事件は、近年、増加傾向にあり、特に防犯体制の弱い機関が狙われる傾向にある。こうした状況を考慮しながら、おおむね次の防止対策を 推進する。

- (ア) 声かけの励行、監視員の配置及びカウンター・スクリーンの設置を中心に 指導する。
- (イ) 防犯ベル・非常通報装置及び防犯テレビカメラの設置を指導する。
- (ウ) 出入口には、性能のよいかぎを備え付け、補助錠、警報装置の取り付け、 窓への、鉄格子・シャッターの取り付け等を指導する。

- (I) 営業時間終了後は、通用口を1か所に限定するよう指導する。
- (オ) 防犯訓練の計画的実施、他の事件の説明等、絶えず防犯指導を実施し、防犯に関心を持たせるよう指導する。
- (カ) 警察官の立ち寄りを励行する。
- (キ) 被害に遭ったときの通報体制の確立を指導する。
- (ク) 「金融機関防犯の日の制定について」(昭和57年8月25日島防第595号ほか本部長通達)に定める金融機関防犯の日の活動を強化する。

(3) 性犯罪事件

女性に対するいたずらや暴行等の性犯罪は、繰り返し敢行されることが多く、被害者の精神的なダメージは計り知れないものがある。また、この種事犯は潜在化しやすく、その発生実態が表面化しない傾向にあるので、こうした状況を考慮しながら、防止対策としては、「地域メッシュ犯罪類型別防犯対策の制定について」によるほか、おおむね次の対策を推進する。

- (ア) 性犯罪が発生するおそれのある暗がり等に対しては、防犯灯の設置を推進する。
- (1) 講演会、座談会、広報媒体を活用しての被害防止上の心構え、被害時の措 置について指導する。
- (ウ) 水浴場、キャンプ場等多数の人が集まる場所に対しては、管理者対策を徹底するとともに、警戒を厳重にする。
- (I) 声かけ事案、痴漢等被害にあった場合の警察への通報を指導する。
- (オ) 学校、PTA等を対象に、被害に遭いやすい児童に対する防止のための心構え、事案発生時の対処要領等について指導する。

(4) 誘拐(連れ去り)事件

子供を対象とした誘拐事件は、家族に例えようもない苦痛を与えるとともに、 誘拐された子供の生命の危機でもある。また、社会的反響も大きい犯罪である。 この種事件の防止のため、おおむね次の対策を推進する。

- (ア) 事件の発生が予想される地域(通学、通園路、公園など子供の遊び場)に対する管理体制の強化を働き掛けるとともに、パトロール活動を強化する。
- (イ) 学警連、防犯協会、母の会、子供会、町内会等との連携による防犯意識の高揚を図るとともに、防犯諸活動を推進する。
- (ウ) 小学校、幼稚園等における児童対象の誘拐防止に関する具体的な指導、広報を行う。
- (I) 印刷媒体を活用して、父母等に対する被害防止広報を行う。
- (オ) 地域住民に対して、子供に対する声掛け事案等不審な状況や不審者の徘徊 等については、早期に通報するよう指導・広報する。

3 事故防止活動

(1) 幼児・児童の事故防止

幼児・児童(以下「幼児等」という。)が遊び中に用水路、ため池、河川等に 転落したり、遊具の不備等による事故が発生する等、幼児等の事故が後を絶たな い状況にある。 これら幼児等の事故を防止するため、おおむね次の対策を推進する。

ア 水難事故の防止

- (ア) 河川・ため池・用水路等水難事故のおそれのある場所の点検と必要な事故 防止対策を推進する。
- (イ) 海水浴場の監視及び救難体制の強化を図る。
- (ウ) 遊泳禁止区域の表示及び禁止措置を確実に実施する。
- (I) 海水浴、水遊び等における水難事故防止のための具体的事項について指導 ・広報する。
- (オ) 学校・PTA・婦人団体・防犯団体等を通じて保護者等の関心を高め、家庭における幼児等の安全指導を徹底する。
- (カ) 気象・海象等の情報を収集し適宜提供する。
- (キ) 危険な場所での水泳や水遊びを見たら注意する。
- (ク) 水難事故防止のための水辺パトロール等の指導・監視を強化する。

イ その他の遊びに伴う事故防止

- (ア) 遊園地、公園等の管理者及び自治会・防犯団体等との連携による遊具・施設等の安全点検を実施し安全対策を実施する。
- (イ) 幼児の一人遊びをさせない等、事故防止のための具体的事項についてあらゆる機会をとらえて指導・広報する。
- (ウ) 学校・PTA・婦人団体・防犯団体等を通じて保護者等の関心を高め、家庭における幼児等の安全指導を徹底する。
- (I) 危険なところで遊んでいるのを見たら注意する。
- (1) 危険な放置物等については、管理者等に連絡して善処を求める。

(2) 磯釣り事故の防止

レジャーブームの高まりから、年々磯釣り人口が増加し、これに伴い磯釣り中における水難事故が後を絶たない状況にある。

また、この事故の大半は、悪天候時での無謀ともいえる釣りにより発生しているところから、事故防止対策としては、過去における発生状況等を考慮しながら、おおむね次の対策を推進する。

- (ア) 市町村広報紙、放送設備等を活用して、具体的な事故防止対策、注意事項 等について広報する。
- (イ) 渡船業者・釣具店・磯釣り同好会等の指導を強化し、無理な渡礁や悪天候での釣りの自粛を呼びかける。
- (ウ) 危険個所の把握と沿岸パトロール等による現場広報の徹底を図る。
- (I) 気象・海象等の情報を収集し適宜提供する。

臨機に対応した防犯活動(例)

事犯の発生地域及び発生の危険性の高い地域において、警察の各部門が連携した 直接的な活動はもちろん、自治体、地区防犯協会その他民間防犯組織との連携強化、 地域住民の自主活動の促進により、事犯の内容・規範及び地域の実情に応じた具体 的な活動を推進する。

なお、具体的な活動事例は次のとおりである。

形態・地域	 発生地域及びその周辺 	発生のおそれのある地域
1 警察の 直接的な 活動	(1) 事犯発生時の被害実態の把握、資料収集のための現場臨場 (2) 事犯関連情報の入手等捜査活動 (3) 報道機関に対する資料の提供 (4) ルートごとの発生情報の緊急伝達 (5) 二次被害防止のための現場 広報 (6) 被疑者検挙、二次被害防止のための重点警戒・警ら活動 (7) 住民の警察に対する意見要望の聴取	(1) 地域の被害予測に基づく実態 把握 (2) 報道機関に対する防犯対策資料の提供 (3) ルートごとの発生情報の伝達 (4) 発生の未然防止のための重点警戒・警ら・特別巡回連絡活動 (5) 被害対象に応じた防犯広報、被害対象ごとの自主防犯対策の協力要請 (6) 事犯関連情報の機械警備業者への通報及び迅速な通報の要請 (7) 地域安全推進員との連携強化
2 自治 体、その 協民組織 犯動	(1) 自治体、職域団体等に対する事犯発生情報の緊急伝達 (2) 地域団体による緊急集会及び広報資料の配布 (3) 再発防止のための職域団体ごとの防犯対策の実施・体制及び設備の見直し・通報連絡 (4) 防犯灯等の防犯環境の見直し	 (1) 発生情報の伝達 (2) 被害対象に応じた防犯診断、職域ごとの防犯対策 ・体制及び設備の整備充実 ・通報連絡 (3) 被害防止広報 (4) 被害防止対策の協力要請 (5) 児童、幼児等に対する指導教育 (6) 防犯灯等の防犯環境の点検及び整備
3 地域住	 (1) 戸締まりの励行、女性等の	(1) 戸締まりの励行等自主防犯活

民の自主	夜間外出自粛等自衛警戒	動
活動	(2) 自主的な警戒パトロール	(2) 母親・高齢者等による自主集
	(3) 不審情報の通報	会の開催
		(3) 不審者、変質者等の通報、警
		察に対する意見要望の連絡

別表2(第4関係)

環境設計活動の具体的ポイント

1 住宅の戸締まり設備のポイント

玄関のドア	・箱錠、ガードプレート、ドア・スコープ、ドアチェーン、 防犯ベル、モニターテレビ付インターホン等の設置
玄関の引き違い戸	・施錠、栓錠、防犯ベル等の設置
勝手口	・箱錠、ガードプレート、ファスナーロック、防犯ベルの 設置
窓	・かぎ付きクレセント、栓錠、雨戸はずれ止め金具、防犯 センサー等の設置
縁側	・かぎ付きクレセント、栓錠、防犯センサー等の設置
家の周り	・玄関灯、門灯等の設置 ・足場に利用されやすい物、凶器として使用されやすい物 の撤去

2 住宅を建築するに当たり取り入れるべきポイント

敷地の周り	・生け垣、メッシュフェンス、ブロックとフェンス等の組 合せ
家屋及び付属建物	・2階への侵入の足場となる車庫等は家屋に接近させない ・1階の窓に格子を取り付ける ・2階の窓は出窓にする

3 住宅団地づくりや街並みの整備に当たって取り入れるべきポイント

住宅集団の敷地の レイアウト	・住宅相互間の死角部分を少なくするレイアウト
通路及びその周辺	・車道と歩道はガードレールや植栽で区分 ・電線の地下埋設 ・交差点道路の角きり ・街路灯、回転灯、防犯ブザー、電話ボックス等の設置
公園・遊園地	・公衆トイレに夜間照明と防犯ブザーの設置

	・幼児の注意を喚起する建物(音の出る時計台等)の設置
共同駐車場	・パーキングゲート、防犯カメラ、夜間照明等の設置
高層集合住宅のエ レベーター	・内部の見透し化 ・防犯テレビの設置 ・防犯運行方式 の導入

別表3(第5関係)

地域安全情報一覧表

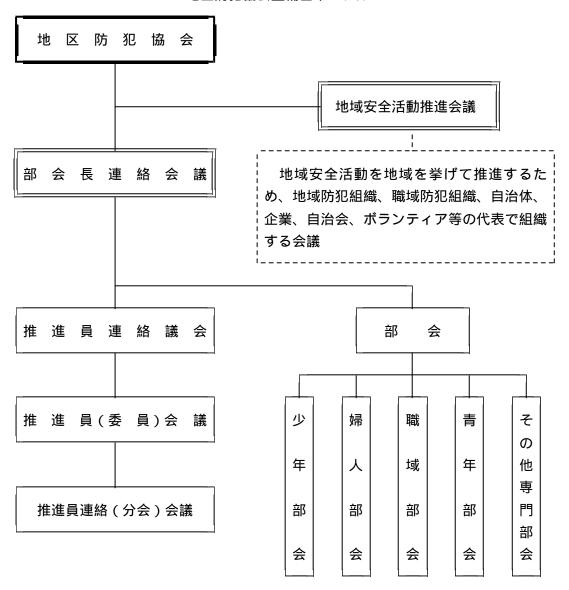
項目	情 報 内 容
1 地域住民の安全に関すること。	
2 警察行政に 関すること。	・ 地域の交通規制等、地域の道路交通に関すこと。 ・ 遺失物・拾得物に関すること。
3 地域住民の 生活関連情報 に関すること。	・ 交通機関の運行状況等、生活情報に関すること。
4 その他	・ 地域の歴史、風俗、文化等に関すること。 ・ 地域住民の善行、表彰等に関すること。 ・ 地域の安全に関するホットな出来事に関すること。

・ 防犯協会の活動等に関すること。

注: この一覧は、地域安全情報の主なものの例示であるので、この他にも地域住民が安心して生活する上において、最も望んでいる情報を収集する必要がある。

別表4(第9関係)

地区防犯協会整備基本モデル



部会は地区防犯協会に加入するも、独自の規約をもち、運営することを妨げない。 地域安全推進員に部会の長や活動家を人選することが、活動面での連携において有 益である。

別表5(第9関係)

職域防犯団体の具体的活動形態(例)

職域団体別	活動形態
質屋、古物商等関係	・質屋、古物商による防犯広報 ・組合員間におけるダイヤルパトロール等の制度による手配の迅速化 ・廃品回収業者等による美化活動の推進(危険個所の点検、排除)
不動産等関係	・アパート等の入居者(特に新規入居者)に対する防犯指導、 地域安全情報の提供 ・不動産業者による防犯広報、暴力追放のチラシ配布 ・アパート、ビル管理者による少年非行防止等のための空き 部屋の点検、パトロール ・環境破壊防止キャンペーンへの参加 ・犯罪を誘発しにくい街づくり活動への参加 ・危険個所の把握
金融機関等関係	・職員による店舗周辺等の駐車車両に対する施錠励行の広報、 声掛け、点検パトロールの実施 ・金融機関による防犯チラシの配布、防犯ポスターの掲出 ・金融機関による模擬強盗訓練の実施 ・金融機関による防犯責任者等による職員に対する防犯意識 の啓発 ・金融機関による広告、機関紙への防犯広報の掲載 ・防犯機器の設置 ・警備員等による店舗周辺防犯パトロールの実施
遊技場等関係	・風俗営業者による暴力追放キャンペーン、防犯広報の実施 ・遊技場従業員による防犯研修会への参加 ・遊技場従業員による強盗模擬訓練の実施 ・少年のたまり場化防止措置
宿泊施設等関係	・ホテル、旅館業者による暴力追放キャンペーン、防犯広報等の実施 ・ホテル、旅館業者による風俗環境浄化パトロールの実施 ・環境浄化活動への参加 ・施設周辺の危険個所の点検パトロールの実施

商店会等関係	・広告業者による地域安全広報への協力 ・環境設計活動への参加、協力 ・デパート、スーパー業者による環境浄化活動、防犯看板の
	掲出 ・商店会による防犯パレード、チラシ配布の実施
交通運輸等関係	・タクシー業者による防犯ステッカーのはり付け ・タクシー業者のFネットシステムの活用による地域安全情報の伝達 ・バス、電車等の車内広告の協力掲出 ・現有する無線システムによる防犯情報の伝達 ・危険個所の把握、通報
車両販売等関係	 ・中古自動車等販売取引業者によるチラシ等を活用してのユーザーに対する防犯指導 ・自転車軽自動車商組合等による街頭での自転車防犯登録の点検活動の実施 ・自動車盗難防止キャンペーンへの参加 ・車両等難防止機器装着の勧奨 ・来客者への一口防犯広報の実施
防犯器具販売等関係	・防犯機器メーカーによる家屋等の防犯診断、地域安全広報の実施・防犯設備業者による防犯キャンペーンにおける防犯器具の展示・各種地域の会合等での防犯器具購入促進及び取扱い等説明会の開催
危険物販売等関係	・火薬・危険物取扱い及び消費者に対する盗難防止広報の実施・来客への一口防犯広報の実施
企業等関係	・地域企業、警備業者による防犯パトロールの実施 ・スーパー等における来店者への防犯チラシ等の配布 ・広告、機関紙等への防犯広報の掲載 ・地域の危険個所の把握と管理者への改善措置の申入れ ・土木建築業者による暴力追放キャンペーンの実施と参加
学校関係	・PTAによる休み中の少年非行防止パトロールの実施

	・小、中、高校生によるボランティア活動の実施・シンナー、覚せい剤等薬物乱用防止ビデオ等の活用による 防止啓発活動の推進・誘拐被害防止ビデオ等の活用による防止啓発活動の推進・危険個所の把握と管理者等への改善措置の申入れ
その他	・漁業組合員による防犯パトロール、防犯看板の掲出 ・薬局店による薬物乱用防止広報活動の実施
共通事項	・地域安全関係広報紙等の掲載、はり付け ・地域安全運動、防犯活動、キャンペーン等への参加

別記様式〔略〕